

石綿の国際表示

# アスベスト対策情報

№ 11 1990年10月25日

発行 石綿対策全国連絡会議  
〒102 東京都千代田区六番町1 自治労安全衛生対策室内  
TEL 03-239-9470

## も く じ

追悼 田尻宗昭代表委員 .....	2	
ひろがる署名運動 .....	3	
ジョンズ・マンビル社への請求の経過 .....	森田 明 .....	5
アメリカの許容ばく露限界は、わが国の10分の1 .....	車谷典男 .....	7
立ち遅れる国立学校の吹きつけ石綿撤去 .....	10	
情報公開条例を使って石綿使用施設を知る .....	11	
明らかになりつつあるアスベスト健康被害の実態 .....	13	
造船労働者が悪性中皮腫で労災認定 .....	13	
エタニットパイプでのアスベスト被害 .....	14	
建設業での被害実態 .....	15	
運動の中から生まれたアスベスト関係の本を読もう .....	18	
<スクラップ> .....	19	

## 追悼 田尻宗昭代表委員

石綿対策全国連絡会議の代表委員である田尻宗昭氏（神奈川大学教授）が、7月4日転移性肝臓がんのため永眠しました。7月5日に通夜、6日に告別式、21日に青山葬儀所で市民葬がとりおこなわれました。

田尻代表委員は、1月19日におこなわれた「アスベスト対策の政策提言」発表会で国会議員を前にアスベスト対策の必要性を説明したのが石綿全国連の代表委員としての最後の公式の姿となりました。2月に大腸がんの手術をおこない、その後の経過は良好でしたが、6月22日に再入院され、7月4日帰らぬ人となりました。

公害Gメンとして活躍された田尻氏は、海上保安庁時代に四日市の工場排水垂れ流しを摘発、美濃部東京都知事に請われて都公害局に転身、クロム鉱滓投棄や乾電池問題など環境問題に取組み、都庁退職後は神奈川労災職業病センター所長に就任し、労災職業病問題に取組むとともに、米空母ミッドウェイのアスベスト廃棄物投棄を摘発しました。1987年11月の石綿対策全国連絡会議の結成に参加をし、以来、代表委員を勤めていただきました。

今、アスベスト規制法を制定をめざすときに、国会に精通し、政治力をもった田尻代表委員を失ったことは本当に残念ですが、田尻代表委員の意志を継いで、アスベスト規制法を実現しようではありませんか。「君たち、たたかっているかね」という田尻代表委員の口ぐせを胸に刻み、これからも頑張りましょう。

## アスベスト規制法の制定を

—— ひろがる署名運動 ——

石綿対策全国連絡会議の呼びかけで、4月18日「アスベスト規制法制定をめざす会」の結成総会が東京で開かれた。会場の中央労政会館には労働組合や市民団体の代表約80名が参加した。

総会は、竹内直一氏（日本消費者連盟代表委員）の開会のあいさつに続き、広瀬弘忠氏（東京女子大学教授）が準備会を代表して「アスベストに対する市民の関心はまだ低い。アスベストという未知なる危険・見えざる危険に見える形で提示し、規制法制定をめざして大きな運動をつくろう」と訴えた。来賓のあいさつを日本社会党の五島正規衆議院議員、公明党の斉藤節衆議院議員、日本共産党の沓脱タケ子参議院議員から受けた。国会議員は出席できなかったが、社会民主連合と連合参議院からは、アスベスト規制に賛成する意向が伝えられた。

総会は、別記の請願項目を確認するとともに、百万人を目標に、9月末日を第一次集約として「アスベスト規制法（仮称）制定を求める国会署名」を展開することを確認した。会の代表には、竹内直一氏、広瀬弘忠氏、青山英康氏（岡山大学医学部教授）、佐野辰雄氏（元労働科学研究所副所長）、田尻宗昭氏（神奈川大学教授）、天明佳臣氏（労住医連）の6名を選出した。

### 〔請願項目〕

- 1 アスベスト製品の製造等を、1994年までに原則禁止、2000年までに完全禁止とすること。
- 2 関係省庁によるアスベスト対策推進本部（仮称）を設置し、労働者、市民の意見を聞きながら、アスベストの総合対策を実施すること。
- 3 アスベストに関する情報を公開し、普及すること。
- 4 上記のことを推進するため、アスベスト規制法（仮称）を制定すること。

総会終了後、有楽町の数寄屋橋交差点で、アスベスト作業用保護服を着て、道行く人に署名を訴え、署名活動のスタートを切った。また、4月22日のアースデーでも、アスベスト製品などを展示して署名を訴えたが、反応はきわめて良かった。いはやく日本消費者連盟が「消費者レポート」に署名用紙を刷り込んだこともあって、全国から署名が集まってきた。労働組合も組織決定をして取り組んでいる。まづまづの滑り出しである。9月末の第1次集約の集計はできていないが、9月中旬の段階で約20万人の署名が集まっている。

10月12日には臨時国会が開かれるが、中東問題、選挙制度問題などが焦点となり、アスベスト問題を議論する余地は無いと思われる。そこで、わたしたちは、年末に召集される通常国会をめざして、アスベスト規制法案（仮称）を提出できるように準備をすすめている。

法案要綱（案）については、7月17日に検討会を開き、一定の考え方をまとめたきたが、その後の法制局との折衝において、修正を加えてきている。11月27日に開かれる「アスベスト規制法制定をめざす全国集会」では発表できるようにしたい。

また、署名運動は、100万人の目標に向かって、さらに継続をし、第2次集約を11月15日、最終集約を1991年2月末日とした。署名の拡大について一層のご協力をお願いする次第である。

今回は、街頭宣伝にも取り組んでいる全建総連からレポートをいただいた。

〈三重・京都〉

## 街頭で署名を訴える

全 建 総 連

全建総連では、アスベスト規制法制定を求める請願署名の第一次集約を8月に設定して取り組み、8月末で約17万人の署名が集まっています。現在10月末を第2次集約とし、50万署名を目指して取り組みの強化を図るためポスターを作成して署名運動を進めています。運動の報告として、三重と京都で行われました街頭署名行動について報告します。

三重建労の職業病闘争委員会は、県内で唯一のアスベスト製品製造工場のミエスレート（年間1,700トンのアスベスト消費）に「加工する現場労働者への指導を強めることや、代替品の開発を急ぐよう」交渉を行い、交渉後に、近鉄四日市駅前で「アスベスト規制法制定を求める請願署名」の街頭署名行動に取り組みました。宣伝カーを使つての訴えとビラの配布を1時間にわたって行い、160人分の署名を集めました。

全京都建労では、南支部が毎月21日に主婦の会が中心となって、消費税廃止や核廃絶の街頭宣伝行動を五重塔などで有名な南区・東寺の門前で行っていますが、6月21日にはアスベスト規制法制定を求める請願署名に取り組み、「健康破壊、環境破壊につながるアスベストを規制しよう」と訴えました。東寺の門前は、毎月21日を昔から「弘法さん」と呼ぶ講の日に当たり、日用雑貨、骨とう、おもちゃ、古着などの露店が並び人出でごったがえしになりますが、会員11人に応援の男性も加わり、にぎやかな街頭行動となりました。

## ジョーンズ・マンビル社への請求の経過

弁護士 森 田 明

### 1 マンビル社の破産

アメリカ最大のアスベストメーカーであるジョーンズ・マンビル社は、1万5000件を超える数の製造物責任訴訟の被告となり、訴訟の負担に耐えかねて1982年、自ら破産の申請をした。そして、同社の破産手続きは、一定期間毎年会社が資金を拠出して信託基金（トラスト）を作り、そこから可能な範囲で患者ら債権者に支払をする（会社の営業は継続する）、というやり方がとられている。これにより、マンビル社の製品により健康被害を蒙った者は、裁判を提起しなくとも、一定の資料を提出することにより、支払を受けることができる。

今年の1月、アメリカでアスベスト被害者の代理人をしているガルト弁護士らが来日し、マンビル社のアスベストによって日本で健康被害を生じた者もトラスト

への請求が可能であるから、日本からの請求を募りたい、との依頼があった。私と遠藤直哉弁護士らが日本側の窓口となった。

## 2 日本からの請求

1987年5月1日以前に発症し診断を受けている人については今年の5月1日までにリストを出さなければ締め切る、という条件だったので、急遽マスコミやアスベスト問題に取り組んでいる諸団体等に呼び掛けて請求人を募った。マンビルのアスベストかどうかについては、日本でははっきりわからないことが多いので、はっきりしているものに限定せず、アスベストの病気があれば請求をしてみるよう呼び掛けた。5月1日までに受け付けた人数は116名であった。

これらの人については、7月中に、職歴等を記入した届出書と、医師の証明書を送付しなくてはならなかったが、これらの書類の作成、送付ができたのは、結局、62名に留まった。

62名の内訳は、港湾労働者42名(大部分は神戸の全港湾の労働者)、他は主に関西の石綿工場で働いていた人などである。

## 3 今後の活動

締切りに追われるように手続きをしたものの、いつ、どれくらいの金額の支払いを受けられるのかについての見通しははっきりしない。トラストの運営自体に流動的な面があるし、海外からの請求の扱いの方針はまだ確立していないようである。請求した人についても、マンビルのアスベストを吸っているかについて、より具体的な裏付けを集めたいところであるが、これが容易ではない。どんな会社がどこを経由してマンビルのアスベストを仕入れていたかがなかなかわからないのである。これについては情報をお持ちの方はぜひご協力いただきたい。

詳細が不明であるにもかかわらずこの請求に協力しようと思ったのは、わが国でのアスベスト被害の患者の掘り起こしの一助になればと考えたからである。今回の請求の数はあまり多くない(ドイツで同様に請求人を募集したところ、短期間に数

万人にのぼったという)。しかし、神戸の全港湾関係の請求が多いのは、医療機関の協力と、患者発掘の運動があったからである。ほかのところでも、意識的に掘り起こしをすれば、もっともっと多くの患者が出てくるはずである。新たに発病したり、重くなった人については今後も請求が可能である。各地でアスベスト被害者の掘り起こしがすすむならば、さらに多くの請求人を加えることが可能になる。

また、本件請求が、日本でもアスベストについて製造物責任を問うことを本格的に考えるきっかけとなることを願っている。

マンビル社への請求についての問い合わせは

03 - 350 - 5885 遠藤・万場法律事務所

(遠藤・新谷・村田)

または、045 - 201 - 6133 協同法律事務所

(森田)まで

## アメリカの許容ばく露限界は、わが国の10分の1

車 谷 典 男 (奈良県立医科大学公衆衛生学)

今から4年前の1986年、アメリカ合衆国労働省労働安全衛生局(OSHA)は10年ぶりに、職業性アスベストばく露規制に関する規則を全面的に改正した。アスベストの許容ばく露限界(許容基準)を、 $2 f/cc$ (気中1ccあたりの繊維本数が2本)から、その10の1である $0.2 f/cc$ に改めることを最大のポイントとしたものである。この値は、アスベスト繊維の種類によらず一律に適用されることになっている。

さて問題は、なぜ新しい許容基準として、 $0.2 f/cc$ が設定されたかである。

わが国と違ってアメリカの場合、重要法案については、担当省庁から改定案が提示され、それに対する公聴会も実施される。しかも、この間の経過を「連邦公報」に公表することが義務づけられている。今回の規則の改定についても連邦公報に公

表されている。それによると、 $0.2 f/cc$ の根拠は以下の通りである（詳細は、「アスベストの人体への影響」（車谷ら訳、中央洋書出版、1990）を読んで頂きたい）。

まず、各種の疫学調査結果に基づき、肺癌と中皮腫、そして消化管癌（具体的には胃・結腸・直腸の各癌）をアスベストばく露関連癌と認定。次いで、これら疾患による過剰死亡率と、アスベスト累積ばく露量との量反応関係式を確立した上で、この関係式をもとに、図に示したようなばく露濃度別の推定死亡率を算出している。ばく露開始年齢を25才、寿命を75才、アスベストのばく露年数を各1、20、45年と仮定して、アスベスト関連癌による推定過剰死亡者の合計数を対1000人当たりで示した図である。

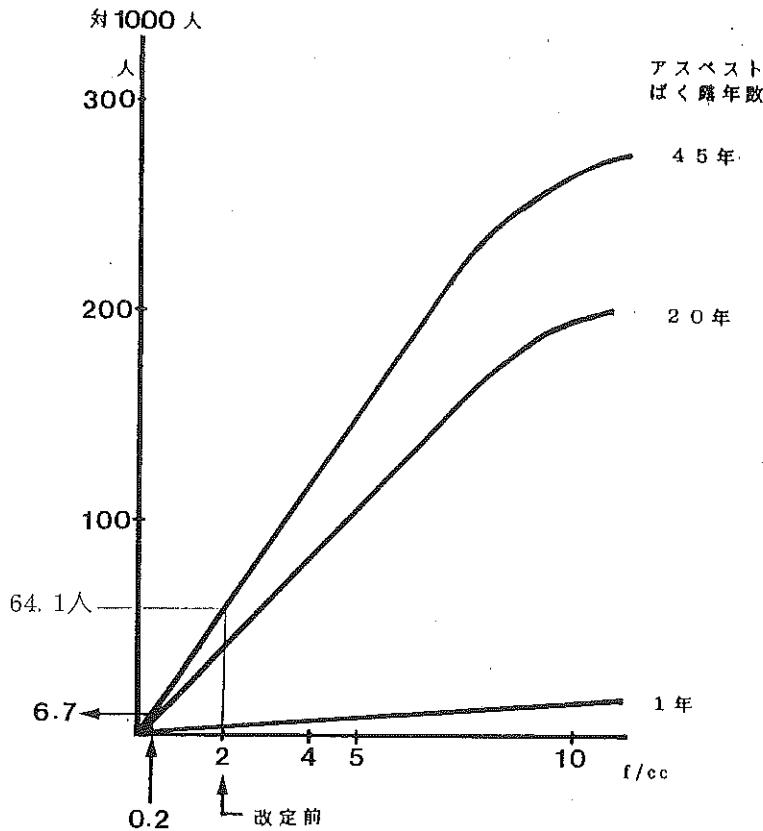
今、仮定し得るアスベストばく露年数の中で最長の45年に注目すると、従来の許容基準である $2 f/cc$ の場合、総死亡数は1,000人あたり64.1人（肺癌が44.2人、中皮腫が15.5人、消化管癌が4.4人）と予測されている。一方、今回の改定値である $0.2 f/cc$ の場合の予測死亡数は、1,000人あたり6.7人である。

この1,000分の64.1あるいは1,000分の6.7といった値はいずれも、OSHAによるベンゼンの許容基準値の改定をめぐる争われた裁判で、最高裁が「通常の人なら『重大』と考える死亡リスク」の例として述べた、「2%のベンゼンを含むガソリン蒸気の常習的ばく露による死亡確率が1,000分の1である場合」を超えるものである。この最高裁の例に従えば、アスベスト関連癌による推定死亡率は、従来の $2 f/cc$ の場合は、言うまでもなく『重大』なものであって、許容基準の改定は不可避である。しかも、 $0.2 f/cc$ であっても、それによってもたらされるリスクは依然として『重大』であり、アスベストによる癌発生を「社会的」に許容できるレベルまで下げるためには、さらに低レベルでなければならないということになる。しかしながら、であるOSHAはここで、工学的対策に関する現行の技術水準を問題にしている。現行の比較的最先端の技術水準を参考に検討しているが、それによれば、現行の水準で現実的に達成し得るレベルは、かろうじて $0.2 f/cc$ であるというものである。



このような検討を経て、今回の  $0.2 \text{ f/cc}$  が決定されている。わが国の許容基準は周知のごとく  $2.0 \text{ f/cc}$  である。現在、改定をめぐっての論議が日本産業衛生学会で進行中と伝えられているが、 $0.2 \text{ f/cc}$  でもなお「重大なリスク」が予想されるという中、どのような結論を出すのか注目したい。

アスベスト関連癌による死亡率 (OSHA)



(編注) 車谷先生に原稿を依頼したあと、アメリカ労働安全衛生局 (OSHA) は、今年10月より、アスベストの許容ばく露限界をさらに引き下げて  $0.1 \text{ f/cc}$  とするという新聞報道がありました。現在、詳しい情報を入手するよう努力しています。

## 立ち遅れる国立学校の吹きつけ石綿撤去

アスベスト根絶ネットワーク

学校の吹きつけ石綿撤去が社会問題にまで発展して3年たちました。その後の進展状況を知るため、私たちはさる7月11日、清水澄子議員（参院・社）の仲介で文部省交渉を行ないました。

交渉には文部省教育助成局施設助成課、大臣官房文教施設部計画課の課長補佐ら4人が出席し、以下の内容が確認されました。

(1) 文部省の基本姿勢：吹きつけ石綿は撤去すべきものであり、積極的に除去していく姿勢である。文部省管轄の学校について、積極的に予算措置を講じる責任を感じている。

(2) 文部省の調査によれば、石綿が吹きつけられている公立小中高校1,337校のうち、昨年度末までに1,260校で石綿を処理しており、できるだけ今年度中に完了するよう指導しているとのこと。しかし練馬区民から、「3年前の文部省調査で吹きつけ石綿はないはずの学校に、実際は吹きつけられていた」「まだ残っている学校がある」などの実態が指摘されました。文部省は「（指摘された学校について）どういう処理計画になっているか調査する」「全国的に吹きつけ石綿の処理状況調査を検討する」ことを確認しました。これは87年の文部省調査の不十分さを認めたものです。

また、「ひる石」に石綿を混ぜて吹きつけた場合があることを指摘し、文部省は関係省庁と協議しながら調査・対処することを約束しました。

(3) 国立学校（大部分は大学）の吹きつけ石綿は来年度までの5年計画で処理する予定でしたが、あまり進んでいません（4月の話ではおおむね1割程度）。これは「大学関係の施設整備費が限られている中で、大学は建物の増改築などの予算を優先的に要求してくる。アスベスト関係の予算要求は大学の優先順位が低い」ためだと説明されました。

建物の増改築などとは別枠で予算を取るなど、アスベスト撤去の抜本的な対策を

講ずるよう要求しました。文部省も「このままでいいとは思わない」述べましたが、具体策は示されませんでした。今後も粘り強く要求していきたいと思ひます。

学校関係の吹きつけ石綿の状況

学校区分	学校数	使用校数	処理実施校数 (1989年度末)
公立小中高特殊	40,300	1,337	約 1,260
公立小中学校	35,247	1,033	約 980
公立高校	4,191	273	約 250
公立幼稚園	6,263	29	22
私立学校	2,078	264	196
国立学校	168	102	70

## 情報公開条例を使って石綿使用施設を知る

アスベスト根絶ネットワークは、東京都の情報公開条例にもとづく手続をおこなって「都立施設における吹きつけアスベスト等の対策状況について」という資料を入手しました。

それによると、都立施設の吹きつけアスベストは330箇所、89年3月までに122箇所が処理され、90年3月までにさらに116箇所が処理される予定になっており、全体の3分の2以上はすでに処理済ということになります。

吹きつけアスベストの箇所は〇〇学校の〇〇教室〇〇平米、〇〇都営住宅のどこということまで分かっていますので、具体的に知りたい方はアスベスト根絶ネットワーク(03-812-2111内6330)または、石綿対策全国連までご連絡下さい。

総括表を掲載しておきます。

都立施設における吹付けアスベスト等の対策状況について

(平成元年3月31日現在)

施設の種類	使用箇所数		施行箇所数			
	総数	ランク別	63年度 処理	元年度 済	2年度 定	2年度 以降
都税事務所	9	A 5		4	1	
		B 2		2		
		C 2			2	
労政事務所等	5	A 3		3		
		B 2			2	
		C 0				
高等職業技術専門学等	14	A 5		5		
		B 6			6	
		C 3			2	1
都営住宅及び附属施設	25	A 0				
		B 7			7	
		C 18				18
建設事務所・土木技術 研究所・治水事務所等	32	A 6		5		1
		B 11		10	1	
		C 15				15
港湾施設等	8	A 1		1		
		B 6			6	
		C 1				1
清掃工場等	22	A 8		8		
		B 14		4	10	
		C 0				
自動車営業所等	5	A 3		1	2	
		B 0				
		C 2			2	
浄水場等	44	A 5		4	1	
		B 15		2	13	
		C 24		1	1	22
下水処理場等	24	A 0				
		B 10			10	
		C 14				14
都立高校等	63	A 51		42	9	
		B 0				
		C 12			12	
警察署等	10	A 0				
		B 3			3	
		C 7		1	6	
その他 (職員研修所・公文書館・ 支庁庁舎・婦人相談センタ ー・薬事衛生事務所等)	69	A 21		16	5	
		B 18		8	10	
		C 30		5	5	20
総計	330	A 108		89	18	1
		B 94		26	68	0
		C 128		7	30	91

注 ランク別のA・B・Cは上記認定処理方針の中で、アスベスト材の老化の程度及び部屋等の使用状況を考慮して定められた除去等の工事を行う優先度。Aランク：最も優先して除去する。Bランク：早い時期に除去等の工事を行う。Cランク：当面は現状を維持し、直近の改修工事等で除去する。

## 明らかに becoming つつあるアスベスト健康被害の実態

——— 労働現場の被害実態の掘りおこしを ———

アスベストは吸入してから20～40年後に発がんすることから「静かな時限爆弾」としておそれられています。日本のアスベスト使用量は、1960年代後半から急速に上昇し、1974年に年間35万トンでピークを迎え、その後年間30万トン前後で推移しています。これからが、アスベストによる健康障害が明らかになってくる時期だといえます。労働現場での被害の掘りおこしを地道にすすめなければなりません。

そこで、アスベスト関連の認定例や被害実態についてレポートしてもらいました。

アスベストによる肺がん・悪性中皮腫の業務上認定件数

年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
件数	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10

齊藤政義さん（元日本鋼管社員・横須賀  
在住）、悪性中皮腫で労災認定

神奈川県労働職業病センター

NKK（旧日本鋼管）で40年間船内作業に従事してきた齊藤政義さんが7月4日、悪性中皮腫で労災認定されました。（横浜北労基署）

齊藤政義さんは1934年に日本鋼管に入社。製缶工場に配属され、アスベストを大量に扱う修繕船の工事などに従事し、1978年に退職。1988年8月、胸の圧迫感や息苦しさを訴え始め、県立長浜循環器呼吸器センターに入院。同年12月大学病院で検査した結果、悪性中皮腫と判明。アイソトープや抗癌治療を続けたが、その甲斐もなく昨年6月に亡くなりました。中皮腫発見からわずか半年という短い期間でした。齊藤政義さんの奥さんから相談を受けていたのは全造船機械日本鋼管分会で、1年

も前に申請していたにもかかわらず、NKK側の非協力で認定が遅れていたものです。

アスベスト関連疾患の中でも斉藤政義さんのような中皮腫の労災認定は珍しいと言われていますが、その実態は神奈川労基局でも十分つかめていません。(肺がん、中皮腫併せての件数は87年2件、88年4件。神奈川労基局調べ。)

しかし、戦後のアスベストの輸入量の増加や、その大量使用の実態から言って今後アスベストによる肺がんや中皮腫の被害が増えることは確実と見られており、全国的に見ても、造船職場や建設現場で肺がんや中皮腫の認定例が出始めており注目されるどころです。

## エタニットパイプでのアスベスト被害

全労協全国一般東京労働組合

日本エタニットパイプ分会

日本エタニットパイプ株式会社は、1985年、いわゆるエタニットパイプ(石綿セメント管)を製造中止し、現在、ミサワリゾート株式会社と社名変更し存続しています。

アスベストによる被害実態は、同時に加害企業の責任を問うものです。被害者の気持を第一に、労働組合の立場に立って、何よりも事実を隠蔽することなく、かつ語弊のないことを祈りその判断を委ねるべく現在までの経過の要点を報告します。

まず、被害とは、顕在化の事故後、意識的に病名、死因を調査し、関連研究団体の協力のもとに、労働組合の活動として労災職業病問題を取りくんで、顕在化したということです。つまりこのような活動が存在しなければ、真実として石綿による疾病であっても、業務上にはならず、従って被害も存在しなかったという事実が形成されてしまうことを実感しています。

誰もが納得すべき労災認定者を典型として限られた紙面で表現すれば、

- |    |                          |       |    |
|----|--------------------------|-------|----|
| 1) | 肺がん                      | 労災死亡者 | ×名 |
| 2) | 中皮腫                      | 労災死亡者 | ×名 |
| 3) | 石綿肺                      | 労災死亡者 | ×名 |
| 4) | その他、合併病、石綿肺管理区分<br>労災認定者 |       | ×名 |

が顕在化される労災申請却下者、労災申請できなかった人、法律上私病、余病による業務外等、現存しています。

分会では、エタニットパイプ製造中止にともない、被曝者の9割の解雇という形で犠牲者を出し、退職者含めての健診補償協定を、労働組合存立の基盤である、解雇・出向・転勤の同意約款などとともに全面解決要求とし、対会社交渉をしています。

本人あるいは家族・遺族の気持は、永遠の労働運動の原点「生命まで売っていない」ということに尽きます。

当分会としては、被害実態に支えられ、アスベスト規制法制定署名も9月末第一次集約までに 名送付し、その過程であらたな顕在化、認定も得ていますが、特化則健診39条2すら、履行できない、労働協約を併存多数労働組合は締結させられています。労働組合破壊の結果です。一企業内労働組合運動ではどうにもならず、しかし法制化には、労働協約締結の闘いが要件です。労働法改悪交渉単位制の導入は、労災職業病かつ解雇という犯罪を告発する併存少数労働組合を抹殺します。そのことが、被害を「無くす」公害であることを訴えます。

## 建設業での被害実態

全 建 総 連

建設業でのアスベスト消費量は、日本の全消費量の8割を占めています。吹き付け以外は規制されていないことから野放し情態の中で、建築基準法・消防法等で不燃・耐火構造が要求され、吹き付け及びアスベスト建材が使用建材として指定され

ていたことから、ビルをはじめ住宅において使用され、現在においても使用されています。

建設現場では、アスベスト建材の切断や釘打ち、穴開け等の作業で極めて高濃度のアスベスト含有粉じんを吸入しています。その職種も、大工・左官、保温工・ダクト工・電気工等現場に出る全ての職種にわたっており、アスベストによる健康障害は全建総連においては深刻な問題と云えます。

4年前からアスベスト対策に取り組み、問診アンケート・レントゲン読影に加え、医療保健としての建設国保組合及び組合の共済等を通じた被害者の掘り起こしを行っています。

これらの取り組みにより被害者が現われはじめ、労災認定を勝ち取るという、予想したとは云え、あらためてアスベスト全面使用禁止運動の重要性を再確認する事態となっています。

1986年東京で2名が石綿肺としてじん肺管理4となり労災認定をとりました。解体工の小林喜代吉さん（認定当時55才）と配管工の中坪銀次郎さん（認定当時70才）です。

小林さんは、永年ビルの解体作業に従事していた方です。

中坪さんは、戦前にボイラーやスチール管の保温材として石綿製品を使った作業に従事し、戦後は主にビルの解体工事に従事して来ました。「アスベストがからむ管を切れば、すごいほこりが出て、それが肺につきささる。先輩たちもせきこんでいました。年をとるとみんな喘息になるのかなと思っていました」と云っています。

1988年神奈川の秋本昭一さん（認定時57才）がじん肺管理4に決定されています。レンガでの築炉の作業に従事していた方ですが、現在死亡されています。

同年、香川の中條弘さん（認定直後49才で死亡）が悪性中皮腫で労災認定されました。中條さんは、日本エタニックパイプ高松工場に昭和32年から工場閉鎖の57年まで、エタニットパイプ（水道用石綿セメント管の商品名）の製造に従事し、工場閉鎖後自主管理闘争の中で鉄工として働いていた方です。同僚は「工場が閉鎖されるまでの15年間清掃もされず、工場の隅々に粉じんが積もっていて、石綿を石臼で



細かくしてセメントとかき混ぜる時、施盤で加工する時などホコリが大量に飛んでいた」と、当時の様子を語っています。

1989年には、神奈川でブロック工の石橋清次さん（87年に70才で死亡）が悪性胸膜中皮腫で認定されました。石橋さんは、亡くなった時に肺がんとされていましたが、呼吸器科の担当医が「明らかにアスベストの疑い」との診断をしておりました。組合員の死亡原因を調査していた海老原医師の協力により労災申請に取り組みました。死亡時に解剖されていなかったが、CTレントゲンや手術時の「組織」の分析の結果「悪性胸膜中皮腫」であることが判明しました。しかし、死亡時がブロック工であることから、石綿曝露の特定で困難性がありました。石橋さんは、戦後米海軍基地に昭和47年まで働いていたことから、米海軍基地での曝露を追求しました。石橋さんと一緒に働いていた労働者の「アスベストの断熱材を使っていた」という証言を得ることが出来、監督署は「状況判断」で認定にふみきました。

1989年には、岡山の内装工の方（現在69才）がじん肺管理4で労災認定されました。内装工として、ビルや木造建築での内装工事に20年前から従事していました。

同年に三重の大工の方（現在47才）がじん肺管理区分3のイで続発症がみられ労災認定されました。

香川で、40年間ボイラー修理工として働いていた63才の高木吉春さんがじん肺管理区分4として労災認定されました。

1990年には、三重の大工さんでじん肺管理区分3のイで労災認定されました。

この他に、労災申請中の方が居ます。

岡山では、60才で肺がんによって89年に亡くなった塗装工の方（以前船の機関士をやっていた）、53才で悪性中皮腫によって亡くなった大工さん（大阪方面で以前仕事をしていた）。

また、労災申請の準備中のケースとして、岡山で4人の大工さんが居ます。石綿肺の63才と62才の方、肺がんの60才の方、76才でがんによって亡くなった方。栃木の太工さんで、悪性胸膜中皮腫によって今年亡くなった65才の方です。

以上、16名の被害者が発見されています。これら被害者と家族の救済に精力的に

取り組んだ各県連・組合の努力が大となっています。全国的には取り組みの強弱が見られ、まだまだアスベストの関連で把握されていない潜在的被害者は多数居ると思われまます。

昨年訪日された米国のセリコフ博士は、今後米では造船労働者でのアスベスト被害者が減少すると思われるが、その減少分を建設従事者での増加が補うだろう。日本でも同様の事が予想されると述べていましたが、まさに日本の建設業での被害者が始まっており、今後の増加が心配されます。じん肺で認定された東京の小林さんと中坪さんは「直ちに使用禁止にして欲しい」と闘病の苦しさと共に全国の仲間へ訴えています。

## 読書の秋 運動の中から生まれたアスベスト 関係の本を読もう

- ◇ 「アスベスト対策をどうするか」アスベスト問題研究会・神奈川労災職業病センター編 日本評論社 03-987-8611 800円

アスベスト問題をわかりやすく説明し、その対策を示した入門書

- ◇ 「環境をまもる情報をつかむ」中桐伸五編 第一書林(03-572-1796) 1350円  
ラルフ・ネーダーを迎えた昨年の国際シンポジウムの全記録を収録。アスベストを中心とした有害物質規制の現状をみつめ、環境を守る運動と情報公開運動を不可分のものとして提言した本。

- ◇ 「アスベストなんていない——発がん物質アスベスト追放宣言」アスベスト根絶ネットワーク編著 リサイクル文化社(03-367-8051) 1200円

アスベスト規制法制定をめざす会の代表である広瀬弘忠氏、天明佳臣氏の講演を収録。アスベスト問題の相談をうけてきた同ネットワークが、市民の立場に立ってどう対応したらよいかを解説。役に立つミニ情報を掲載。

- ◇ 「アスベストの人体への影響」アメリカ合衆国労働省労働衛生局編、車谷典男、熊谷信二、天明佳臣訳編 中央洋書出版部(03-294-5151) 3914円

アメリカではアスベストの発がん性に関する知見が明らかにされたのち、いち早く規制措置がとられた。本書は連邦広報に発表されたその関連文書のうち核心部分を翻訳したものである。わが国のアスベスト対策の重要資料である。

- ◇ 「アスベスト対策の政策提言」石綿対策全国連絡会議 200円

石綿対策全国連絡会議がこれからのアスベスト対策のあり方をまとめた提言。私たちの運動の基本方向を示すもの。

<スクラップ>

<p><b>アスベスト規制の 基準を一段と強化 10月にも実施</b></p>	<p>米労働省</p>
<p>米労働省は十六日、ビルや作業服などのアスベスト(石綿)による作業員の呼吸器障害を避けるため、作業環境でのアスベストの大気中濃度を現行より厳しくすると発表した。新基準になると、一日平均八時間労働する環境では、室内のアスベスト繊維の許容値が一立方センチの〇・二本以下と現行の二分の一に抑えられる。</p>	<p>労働省は一九八六年、アスベストの規制策を、それまでの同二本以下から〇・二本以下に強化したが、肺がんや石綿肺などを発する労働団体や環境団体からの要請が強く、基準を一段と厳しくすることになった。新基準は公職会などの手続きを経て、今年十月にも実施される。</p>
<p>(共同)</p>	<p>労働省は十六日、ビルや作業服などのアスベスト(石綿)による作業員の呼吸器障害を避けるため、作業環境でのアスベストの大気中濃度を現行より厳しくすると発表した。新基準になると、一日平均八時間労働する環境では、室内のアスベスト繊維の許容値が一立方センチの〇・二本以下と現行の二分の一に抑えられる。</p>

1990年7月21日 朝日(夕)

# 「石綿労働」40年余 退職後がんで死亡

# 造船技術者に労災認定

四十年以上にわたり、民間船や車輻の修繕に当たり退職十余年後の昨年六月、悪性中皮腫(じり)で死亡した横須賀市内の元民間造船所技術者の遺族が、死亡原因は、労働現場で吸引したアスベスト(石綿)による業務上の災害などとして労災認定を求めた中し立てで、横浜北労働基準監督署は二十四日までに、約一年間にわたる調査の結果、この遺族の請求を認める決定を下した。かつて勤めた会社から資料を得られないなかで、同じ会社の元安全衛生担当者の証言が労働現場の真相を裏付けた。潜伏期間が四十年ともいわれる疾病で、間接的にアスベストを取り扱う民間造船場で労災認定を受けるのは珍しい。

## 元安全担当者が実態証言

労災認定を受けたのは、横浜市中区大磯町元日本鋼管(現NKK)船具製作所現職トック勤務斎藤政義さん(当時三七)。

遺族の訴えによると、斎藤さんは昭和三十三年八月から、胸の圧迫感や息苦しさを感じなくなり、同年十月に入院。レントゲン検査で、胸部に水がたまっていくのが分かった。大学病院に通院した結果、アスベストに起因した悪性中皮腫と診断された。

斎藤さんは、たばこも酒もたしなまず、横浜の形町診療所では「アスベスト職場の経験から業務上のもの」と診断。診断書を作成した。

「細かな記録が残っていない

い」として会社側の協力が得られなかったが、遺族が独自に同社の安全衛生係だった退職者の証言を得た。

「昭和二十一年二十五年ごろ、斎藤さんの職場がアスベストの取り扱いについて、防じんマスクを併用せず、タオル一枚で作業していた。二十五三十五年ごろは防じんマスクが併用されたが、完全なものではなかった。なぜと証言。斎藤さんは落球も検査の担当者として、特に転職後から二十九年までは兼用と修繕の修理を納期までに無理に仕上げなければならず、徹夜作業も度々あった、という。」

中皮腫は、胸膜も腹膜に発生するがんで、病理学的には

## 被害の顕在化はこれから

日本国内では戦後から徐々にアスベストの使用量が増加、現在三千万トン前後と推察しているが、アメリカでは昭和四十年の使用最盛期(四千万トン)以後、被害が顕在化し始め、昨年、著名な弁護士ラルフ・ネーダー氏が来日して語ったところによると、現在六万件の関連訴訟が起きているという。

現在、他の県内の労基署でも民間造船職場で、消作作業

アスベストの起因性ははっきりしている。手術や抗がん剤による治療が試みられているが、これほどの症例によると、顕在化して一年以内に死亡しているケースが多い。

遺族らは「一体、何が原因か見当もつかず、アスベストがこれほど危険だとは思わなかった。きつと同じような状況

況に罹られた人は多いはず。今後少しでも関心が高まれば」と話している。

職場環境把握に努力  
日本鋼管船具製作所労務室・山原吉陽室長の話 斎藤さんの事業は労基署で確認した。初めその事業で、かなり時間がたつていたので、資料も簡潔なものしかない。当時という職場環境で、どのように働かれていたのか、把握に努めるとともに、社会通念に適合する形で、これまで行ってきた退職者への対応に加え、必要などがあるのかどうか検討していきたい。

で、実態を顕在化している可能性が高い。労災を受けたのはまれなことで、主治医の努力もあったのではないかと話す。

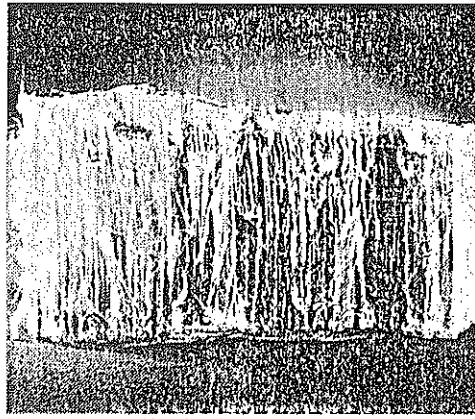
また、財団法人「労災職業病センター」でも、間接的にアスベスト被害が懸念される造船や建設職場を中心にした退職者の相談を全国規模で受け、被害救済を図りたい、としている。

猶がん性のあるアスベスト(石棉)の使用規制を求める動きが日本でも強くなっているが、米国ではすでに健康被害をめぐって約六万件もの訴訟が起きている。日本でアスベストの問題を追及している森田弁護士らは、日本人被害者も米国のアスベストメーカーに損害賠償を請求できることがわかったため、このほど、六十二人の被害者の賠償を求める手続きをとった。

アスベストは繊維状の岩などから採った粉のような繊維。直径は0.1ミクロン(1ミクロンは千分の一ミリ)以下で、ナイロンの繊維より細い。軽く、丈夫で不燃、断熱などの特性があるため、防火壁、床タイル等の建築資材、車のブレーキ、ボイラーなどにさまざまな用途に使われている。

ところが、アスベスト製品の製造工場やアスベスト建材をはがす建設現場などでアスベストの粉

## アスベスト被害



この粉のような繊維がアスベスト

## 輸出元の米社相手に

じんを吸い込むと、呼吸器疾患を肺がんなどの発症率が通常の何倍も高くなる。専門家が指摘されている。このため環境庁はアスベストを特定粉じんとして、工場が粉じん

体色が集まった「全国石綿製造連合会」は二〇〇〇年までに全面使用禁止を求める議員立法を成立させるための署名運動を行っている。アスベスト使用量が世界

厚生をめぐり訴訟を避ける形で解決策を求めたからだ。二年前から、それまでの会社の利益をラールした基金(信託)をもとに被害者に対し金銭補償する方策をとり始めた。原告が同社の取り扱ったアスベストによって健康被害を受け

入し、アスベスト製管をつくっているが、その半分近くはマンビル社が関連しているという。このため今年一月、マンビル社は弁護士を請じて日本の原告に対しては損害賠償をすることを通告して来た。

賠償を受けたのは、日本側で損害賠償請求を提出している森田弁護士(横浜)と二人。森田さんは、市川県須賀野市の造船工場、他、約五百八人が健康被害を受けている「須賀野船具(株)船具部」の非訟人も務め、アスベスト公害に詳しい。森田さんは、全国しん肺病者同盟、石綿対策全国連絡会(会長を連立)でアスベスト被害に苦しむ人たちの声を探し出したところ、七月末までに六十二人の原告が見つかった。うち約六人はかつて進んでアスベストの入りた袋を運んだりした荷役人、あとアスベスト使用の水道管メーカーの従業員、アスベスト建材を造るメーカーの従業員だった。現状は

## 62人が賠償を求める

を大気へ排出しないよう昨年、大気汚染防止法を改正して「空気一歩中アスベスト繊維十本以下」との規制値を設け、それを超えたら改善命令を出す方針をとっている。また、市民団

で原告が多かった米国では、アスベスト被害にあった人がたがが製造責任(PIL)法に基づきメーカー側に損害賠償を求める訴訟が相次ぎ、これまでに六万件もの訴訟が起きている。その結

た医師の診断で診断された場合、被害の程度に応じて補償しようというわけだ。日本はこれまで年間二十五万〜三十万近くのアスベストをかなり多量から輸入

## まだまだ多い潜在被害者

森田さんは「繊維は必ずでに数万人がマンビル社に賠償請求した。日本は西銀より使用量が多いから、潜在的な被害者もとても多いはずだ。むしろ、これから被害者が出てくるかもしれない。今後新たに被害者がわかった場合もマンビル社に請求できる」と話している。

森田弁護士(陽明法律事務所)の連絡先は045・201・6133。

